

平成 26 年 3 月 25 日
 資源エネルギー庁

再生可能エネルギーの平成 26 年度の買取価格・賦課金を決定しました

経済産業省は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の平成 26 年度の新規参入者向け買取価格及び平成 26 年度の賦課金を決定しました。

1. 平成 26 年度の新規参入者向け買取価格及び買取期間

3 月 7 日に公表しました、調達価格等算定委員会の「平成 26 年度調達価格及び調達期間に関する意見」を尊重し、以下のとおり最終的に決定しました。

(1) 非住宅用太陽光 (10kW 以上)

	平成 25 年度	平成 26 年度
買取価格 (税抜)	36 円/kWh	32 円/kWh
買取期間	20 年間	20 年間

(2) 住宅用太陽光 (10kW 未満)

	平成 25 年度	平成 26 年度
買取価格	38 円/kWh	37 円/kWh
買取期間	10 年間	10 年間

(3) 洋上風力^(※1) (買取区分の新設)

買取価格 (税抜)	洋上風力	36 円/kWh
	(参考) 陸上風力	22 円/kWh
買取期間	20 年間	

(※1) 建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶等によるアクセスを必要とするもの。

(4) 既設導水路活用中小水力^(※2) (買取区分の新設)

		200kW 未満	200 kW 以上 1,000kW 未満	1,000 kW 以上 30,000kW 未満
買取価格 (税抜)	既設導水路活用	25 円/kWh	21 円/kWh	14 円/kWh
	(参考) 全て新設 設備設置	34 円/kWh	29 円/kWh	24 円/kWh
買取期間	20 年間			

(※2) 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。

(5) その他の再生可能エネルギー 買取価格及び買取期間を据え置き。

2. 平成 26 年度の賦課金

1. の買取価格等を踏まえて算定した結果、平成 26 年度の賦課金単価は、1kWh 当たり 0.75 円(標準家庭(月の電力使用量が 300kWh)で月額 225 円)と決定しました(注)。

なお、平成 26 年度の賦課金は、平成 26 年 5 月検針分の電気料金から平成 27 年 4 月検針分の電気料金まで適用されます。

(注)平成 24 年 6 月末に廃止された太陽光発電の余剰電力買取制度に係る賦課金が、平成 26 年 9 月検針分の電気料金まで以下のとおり別途発生。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
1kWh 当たりの旧制度賦課金	0.04 円	0.05 円	0.05 円	0.03 円	0.04 円	0.03 円	0.05 円	0.05 円	0.04 円	0.03 円

<算定根拠>

賦課金単価 0.75 円/kWh =

$$\text{①買取費用 } 9,000 \text{ 億円} - \text{②回避可能費用 } 2,480 \text{ 億円} + \text{③費用負担調整機関事務費 } 2.7 \text{ 億円} \\ \text{④販売電力量 } 8,670 \text{ 億 kWh}$$

(内訳)

	25 年度	26 年度	主な要因
①買取費用	4,800 億円 →	9,000 億円	導入量の拡大による買取量の増加 25 年度に見込みを上回って導入が進んだことに伴う不足分
②回避可能費用	1,670 億円 →	2,480 億円	買取量の増加 算定方法の見直し (*)
③費用負担調整機関事務費	2.5 億円 →	2.7 億円	買取量の増加等によるシステムの増強
④販売電力量	8,890 億 kWh →	8,670 億 kWh	前年の販売電力量実績から算出

(*) 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー小委員会 買取制度運用ワーキンググループにて見直しを検討した結果を反映。

【参考 1】調達価格等算定委員会「平成 26 年度調達価格及び調達期間に関する意見」
http://www.meti.go.jp/committee/chotatsu_kakaku/report_003.html

【参考 2】総合資源エネルギー調査会 新エネルギー小委員会
買取制度運用ワーキンググループ
http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/19.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー対策課長 村上

担当者: 青木、岸、荒井

電話: 03-3501-1511(内線 4551~6) / 03-3501-4031(直通)